

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
都道府県管理河川での取組について

| | |
|--|----|
| 1. 「水防災意識社会 再構築ビジョン」について | 1 |
| 2. 中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方 | 2 |
| ※社会資本整備審議会 | |
| 大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会 答申（H29.1）概要 | |
| 3. 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 都道府県管理河川での取組について | 6 |
| ※平成 28 年 10 月 7 日付け 国水河計第 78 号 | |
| 4. 協議会圏域図 | 11 |

水防災意識社会再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「**水防災意識社会再構築ビジョン**」として、全ての直轄河川とその沿川市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目標に重点的に実施。

〈ハード対策〉

- ・「洪水を安全に流すためのハード対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的に計画的に推進する。

〈危機管理型ハード対策〉

○越水等が発生した場合でも決壊までの時間を使い引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進
いわゆる粘り強い構造の堤防の整備

〈被害軽減を図るために堤防構造の工夫（対策例）〉

天端のアスファルト等が、天端による侵食から堤体を保護
(鳴瀬川I水系吉田川、平成27年9月関東・東北豪雨)

横断図



〈洪水を安全に流すためのハード対策〉

○優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施



〈住民目線のソフト対策〉

○住民等の行動につながるリスク情報の周知
・立ち退き避難が必要な家屋倒壊危険区域等の公表
・住民のとするべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
・不動産関連事業者への説明会の開催

○事前の行動計画作成、訓練の促進
・タイムラインの策定

○避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
・水位計やライブカメラの設置
・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供

家屋倒壊危険区域

※ 河川堤防の決壊に伴う洪水氾濫により、木造家屋の倒壊がある区域

平成28年8月に北海道・東北地方を襲つた一連の台風について

- 北海道への3つの台風の上陸、東北地方太平洋側からの上陸は、気象庁の統計開始以来初めて。
- 北海道の国管理河川において、4河川で堤防が決壊し5河川で氾濫が発生。道管理河川等においても5河川で堤防が決壊し、73河川で氾濫が発生。また、東北地方の県管理河川においては、12水系20河川で浸水被害が発生。

被害状況

北海道内における主な被害状況



台風経路図

- 【台風7号経路】
- 【台風11号経路】
- 【台風9号経路】
- 【台風10号経路】

東北地方の県管理河川の主な被害状況



答申の概要(対応すべき主な課題)～中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について～

＜諸問内容＞

○平成28年8月に北海道・東北地方を襲った一連の台風による被害を踏まえ、気候変動の影響もあり水害の頻発化・激甚化が懸念され、かつ人口減少下における社会情勢の中、中小河川等における水防災意識社会再構築を如何に進めしていくべきか。

【一連の台風による被害の特徴】

- 一級河川の支川や二級河川で堤防決壊などに伴う甚大な被害が発生
- 中山間地域の要配慮者利用施設で、入所者の逃げ遅れによる被害や農業被害が発生
- 橋梁など重要インフラの被害が復旧復興に深刻な影響

【気候変動・人口減少下における中小河川等の現状】

- 気候変動の影響に伴い集中豪雨発生頻度が高くなると、流下断面が比較的小さいこともあります。洪水氾濫による被害が発生しやすくなる。加えてその沿川は中山間地域である場合が多く、人口減少や高齢化の影響により地域防災力そのものが低下していることから、洪水などの自然災害に対しても脆弱な地域となっている。
- ・中小河川においても平成27年8月答申(社会資本整備審議会)も踏まえ、人命を守り、被害を最小化するハード・ソフト対策を柔軟かつ迅速に進めることが必要
- ・ハード対策やソフト対策を河川管理者のみならず、流域の関係者が一体となって進めていくことが必要

【平成27年12月答申を踏まえた主な取組状況】

- 国管理河川を中心として「水防災意識社会」の再構築に向け、ソフト対策とハード対策が一體となった取組が全国で展開されており、既に一部では取組による効果も発現
- タイムラインやホットライン等の取組については、国管理河川で効果が発現しており、都道府県管理河川においても、同様の取組を推進することが有効

対応すべき主な課題

【関係機関が連携したハード・ソフト対策】

- 都道府県管理河川においても取組を進める必要がある。

【適切な避難のための情報提供・共有】

- 緊急時における河川管理者からの情報が市町村長に伝わらない場合があり、確実な避難勧告等の発令に支障。
- 浸水想定区域図など地域の水害リスク情報等を提供する水位周知河川等の指定が必ずしも進んでいない。
- 防災情報が要配慮者利用施設の管理者等に十分理解されておらず、また、水害に対する避難準備計画の策定や避難訓練が十分に実施されていなかったため、要配慮者の早期避難に支障。

【河川管理施設の機能の確保】

- 少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの変化等により、権限等の操作員の確保が困難。

【審議等経緯】

| | | |
|-----------------|---|-----------------|
| 小委員会 (11/22) | → | 小委員会 (12/20) |
| 答申 (1/11) | | |

【委員】

| | |
|-------------------------------|--|
| 委員長 小池俊雄 (東京大学大学院工学系研究科教授) | |
| 委員 久住時男 (新潟県見附市長) | |
| 清水義彦 (群馬大学大学院理工学府教授) | |
| 開根正人 (早稲田大学理学術院教授) | |
| 多々納裕一 (京都大学防災研究所教授) | |
| 田中淳 (東京大学総合防災情報研究センター長) | |
| 田村圭子 (新潟大学危機管理本部危機管理室教授) | |
| ※敬称略 五十音順 | |

- 上下流バランスや財政制約等の観点から整備水準が必ずしも高くないことが多いことに加え、局地的な豪雨が増加しているとともに、各地で現況施設能力を上回る洪水が発生。
- 道路、鉄道、農地等において甚大な被害が発生し、復旧・復興が遅延するだけではなく、被災地以外にもその影響が波及。

【中小河川等の治水対策】

- 河川治いの要配慮者利用施設や比較的築年数の浅い工場等が被災しており、必ずしも適切な土地利用がなされていない。
- ➡
- 都道府県が多く総管理延長も長いことに加え、地方公共団体職員の減少や経験不足から、広域的かつ激甚な災害が発生した場合、情報収集、提供等の災害対応に支障。また、地方公共団体の被災状況によっては迅速な災害復旧を行うことが困難。
 - 水防団員の減少や高齢化により、水防管理団体である市町村等の水防団体が脆弱化しております、地域防災力が低下。

答申の概要(対策の基本方針)～中小河川等における水防災意識社会の再構築の方針について～

対策の基本方針

中小河川等において、今回のような痛ましい被害を二度と出さないという強い決意のもと、

『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』　『地域社会機能の継続性を確保すること』

- 水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るために確実な避難を実現すること
- 治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図ること

河川管理者、地方公共団体、地域社会、企業等、関係者が相互に連携・支援し、総力を挙げて一体的に対応



「水防災意識社会」の再構築のための取組を拡大、充実

- ・「水防災意識社会」の再構築に向けた取組が進められ、今夏より都道府県管理河川に拡大して進められているところであるが、この取組を更に加速し、各種取組を関係者において一貫的に推進するとともに、具体的な対策についてその内容の充実を図っていくことが重要。

水害リスク情報等の共有

- ・平常時から浸水想定などの水害リスク情報を提供するとともに、緊急時ににおいても、避難勧告等の発令など迅速な対応につながるリアルタイムの水位情報等を提供していくことが重要。
- ・水位観測等が十分に行われていない河川でも簡易な水位観測等の実施、浸水実績を活用した浸水想定の提供等、水害リスク情報等をできる限り地域と共有。
- ・平常時から防災、福祉、医療等の各分野の関係者が、共有した水害リスク情報とを適切に理解した上で、それぞれが水害リスクへの対応を検討し実行に移すことが重要。

要配慮者利用施設における確実な避難

- ・施設管理者等の水防災に関する理解を促進するための取組を河川管理者と関係者が一体となって推進。
- ・各要配慮者利用施設の入所者等の実態に応じた避難確保計画を事前に作成し、これに基づき地域社会と連携して訓練を実施するなど、確実な避難の実現を目指し、日頃からの備えを徹底。

本答申における検討対象

- ・中小河川の中でも都市域においては、平成24年に「気候変動に適応した治水対策検討小委員会」においてその対策について審議し、取組を進めているところである。このことから、本答申では、中小河川等のうち、特に、人口、資産が分散、あるいは点在している地域を流れる河川を対象としている。

答申の概要(実施すべき対策)～中小河川等における水防災意識社会の再構築の方針について～

■関係機関が連携したハード・ソフト対策の一體的・計画的な推進

(1) 水防災意識社会再構築のための協議会を活用した減災対策の推進

- ・都道府県管理河川においても、減災対策協議会の設置を促進するとともに、幅広い関係者が参画し、取組の継続性及び実効性が確保される仕組みを構築

■水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保

(1) 確実な避難勧告等に対する支援

- ・各市町村の避難勧告等の発令基準やタイムライン等の点検を実施
- ・ガイドライン策定等により都道府県管理河川でのホットラインの定着を促進

(2) 水害リスク情報等の共有

- ・水位周知河川に指定すべき河川の考え方を明確化し、指定を促進するとともに、早期指定が困難な河川でも浸水想定を簡易に提供する方策を検討
- ・安価かつ設置容易な水位計の開発・設置の促進及び、水位情報を提供・管理する仕組み、体制の検討を実施
- ・水位周知河川に指定されていない河川において、浸水実績等をできる限り把握し、水害リスク情報をとして周知する仕組みを構築
- ・水位周知河川に指定されていない河川において、雨量情報の活用を検討

(3) 要配慮者利用施設における確実な避難

- ・施設管理者を対象とした防災情報等の説明会を開催機関と連携して推進
- ・避難確保計画の作成や避難確保計画に基づく避難訓練の実施を徹底させるための仕組みを構築
- ・モデル地区での関係機関による避難確保計画の作成と作成過程で得られた知見を全国展開する取組の実施
- ・関係機関が連携し地方公共団体の避難確保計画点検用マニュアルを作成

■重点化・効率化による治水対策の促進

(1) 人口・資産が点在する地域等における治水対策

- ・洪水時の氾濫形態や地域の状況を考慮した上で、輪中堤などの局所的な対応による効率的な対策により、生活拠点や防災拠点などの中枢機能を重点的に防御する治水対策を推進
- ・避難場所や避難路の整備を河川改修と併せて実施する際に掘削土を活用するなど、関係者が一体となつた取組により整備を促進
- ・浸水被害の拡大を抑制する連続盛土や高台となつている自然地形等を保全する仕組みを構築
- ・多様な機能を有するため池、水田などの機能の保全・有効活用も含め、貯留機能の保全、確保などの流出抑制対策を地方部においても推進
- ・流木による橋梁の流下阻害にかかるリスクを地域で確認し、施設管理者と共有・連携の上、阻害解消に向けた取組を推進
- ・上流域において、流木や土砂の流出抑制の取組を推進
- ・上下流バランスを考慮した本川上流や支川における治水対策
- ・上下流の河川管理者が協同し、流域全体を考慮した治水対策を推進
- ・降雨状況の変化等を評価し、必要に応じて治水計画の見直しを実施
- ・ダムや遊水地などの洪水調節施設の機能向上や運用の工夫など、既存ストックを最大限活用した効率的な下流負荷軽減対策を実施
- ・大規模水害を受けた水系などにおいて既設ダムの暫定的な運用手法を検討
- ・都道府県管理河川において、洪水調節施設の機能向上等の高度な技術的支援を要する工事については、国等が代わって工事を実施するなどの技術的支援が実施できる仕組みを構築
- ・社会経済に大きな影響を与える施設の保全
- ・河川管理者の治水対策とあわせて、重要施設の機能向上等の高度な技術を実施するなど、重要施設の管理者と連携した被害軽減対策を推進

■災害復旧、水防活動等に対する地方公共団体への支援

(1) 早期復旧に対する支援

- ・地方公共団体が行う災害対応力向上にかかる取組に対する支援を強化
- ・地方公共団体が実施する一連の災害復旧への支援について検討
- ・緊急的かつ高度な技術を要する災害復旧工事等については、国等が代わって工事を実施するなどの技術的支援が実施できる仕組みを構築
- ・(2) 地方公共団体における災害情報の収集・提供等への支援
- ・発災前の警戒段階からの支援を検討するとともに、タイムラインの取組を都道府県管理河川においても拡大して推進
- ・TEC-FORCE、災害査定の経験者など災害対応についての豊富な知見を有する行政経験者や河川管理に関する資格保有者等を活用
- ・(3) 出水時ににおける水防活動への支援
- ・建設業者等がより円滑に水防活動を実施できる仕組みを構築

■河川管理施設の効果の確実な発現

(1) 河川管理施設の効果の確実な発現

- ・操作不要な閥門等の導入を推進とともに、地方公共団体以外の団体への操作委託を可能とするなど、確実な施設の運用体制確保の取組を推進
- ・ICT等の最新技術の活用により河川管理の高度化に向けた取組を推進

■適切な土地利用の促進

(1) 適切な土地利用の促進

- ・関係機関と連携した水害リスク情報の提供
- ・関係機関と連携して、災害危険区域指定事例を周知するなどの取組を検討



国水河計第 78 号
平成 28 年 10 月 7 日

青森県知事 殿

国土交通省 水管理・国土保全局長



「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組について

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害を踏まえ、国土交通省では、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき全国の直轄河川を対象として、減災に向けたハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に進めているところです。

このような中、本年 8 月以降に相次いで発生した台風による豪雨災害では、中小河川においても甚大な被害が発生しており、このような状況に鑑みると水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組をさらに加速させ、全ての地域において取組を推進していくことが必要と考えています。

つきましては、都道府県・政令指定都市の管理河川について、洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進されるようお願いします。

また、本取組により水防行政の運営に万全を期せられるとともに、貴管内の関係市町村及び関係水防管理団体にも、その旨周知お願いします。

なお、本通知は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四に基づく技術的な助言であることを申し添えます。



「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく都道府県等管理河川での取組の進め方について

一 取組の進め方

氾濫が発生することを前提として社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目的に、「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者等からなる協議会等（以下「協議会等」という。）を設置して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、総合的、計画的に進める。

二 協議会等の進め方

1 協議会の設置

- (1) 都道府県・政令指定都市の管理河川について、洪水浸水想定区域が指定されている洪水予報河川及び水位周知河川を中心としつつ、その他の河川についても水防災意識社会の再構築に向けた協議会を設置し、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進する。
- (2) 対象となる河川が多くなることを踏まえ、総合流域防災協議会の圏域等を一つの単位として合同で開催したり、国管理河川において既に設置されている協議会の枠組みを活用するなど、地域の実情に応じて検討のうえ適切に設置する。

2 協議会等の構成員

- (1) 関係する都道府県、市町村、水防管理団体及び当該河川の河川管理者を基本とし、気象台など必要に応じて関係機関を追加する。一級河川の指定区間が含まれる場合は関係する河川事務所等を追加する。また、市町村を越えて広域避難が必要な状況等が想定される場合は、住民の避難先として圏域外の市町村や避難先の関係機関等を追加する。
- (2) 協議会等には、全国の取組状況の情報提供等の技術的な助言や、機動的な災害時の広域的協力等のため必要に応じて国が参画する。

3 協議会等において実施する事項

協議会等では以下の内容について別添の国管理河川の進め方を参考として取り組むこととする。留意点等の詳細については、各協議会等での検討状況等も踏まえ逐次連絡する。

- ① 現状の水害リスク情報や取組状況の共有（洪水浸水想定区域、情報伝達、避難計画等に関する事項等）
- ② 地域の取組方針の作成（概ね5年以内で実施する取組内容）
- ③ フォローアップ

三 協議会等の取組スケジュール

1 協議会等の設置

平成29年度出水期までを目途に協議会等を設置し、現状の水害リスク情報や取組状況の共有を図ることを目標とする。

2 「地域の取組方針」の作成

平成29年度末までを目途に各構成員がそれぞれ又は連携して概ね5年以内で実施する事項をとりまとめることを目標とする。

四 都道府県等管理河川の取組に関する相談窓口

都道府県等管理河川における取組の相談窓口を、各地方整備局等の地域河川課等に設置するので十分に相談のうえ取組を進める。

<参考>

国管理河川における協議会での取組内容

1. 協議会等において実施する事項

(1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有

洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、以下の例を参考として、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング
- ・避難勧告等の発令基準
- ・避難場所・避難経路
- ・住民等への情報伝達の体制や方法
- ・避難誘導体制 等

② 水防に関する事項

- ・河川水位等に係る情報提供
- ・河川の巡視区間
- ・水防資機材の整備状況
- ・市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応 等

③ 汚濫水の排水、施設運用等に関する事項

- ・排水施設、排水資機材の操作・運用
- ・ダムの危機管理型の運用 等

④ 河川管理施設の整備に関する事項

- ・堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容 等

(2) 地域の取組方針の作成

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な汚濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針（以下「地域の取組方針」という。）を作成し、共有する。

(3) フォローアップ

毎年、協議会等を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

2. 地域の取組方針の内容等

以下の事項を地域の取組方針に記載することを基本とする。

(1) 現状の取組状況

共有した現状の減災に係る取組状況等について記載する。

(2) 減災のための目標

概ね5年間で達成すべき避難、水防、排水等に関する目標を記載する。

(3) 取組内容

円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するため各構成員がそれぞれ又は連携して概ね5年以内で実施する事項について、以下の例を参考に必要な事項を記載する。

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミングやそれらを踏まえた避難勧告等発令の対象区域・判断基準等の設定
- ・隣接市町村における避難場所の設定
- ・住民等へ適切かつ確実に情報伝達する体制や方法の改善等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知
- ・ハザードマップの改良と周知
- ・まるごとまちごとハザードマップの整備と周知
- ・情報ソフトインフラも活用した避難訓練等の実施等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

- ・水位計・CCTVの整備
- ・決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫
- ・防災ステーションの整備
- ・避難経路の整備等

2) 的確な水防活動のための取組

① 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ・重要水防箇所の見直し
- ・水防に関する広報の充実
- ・水防資機材の整備
- ・水防訓練の充実等

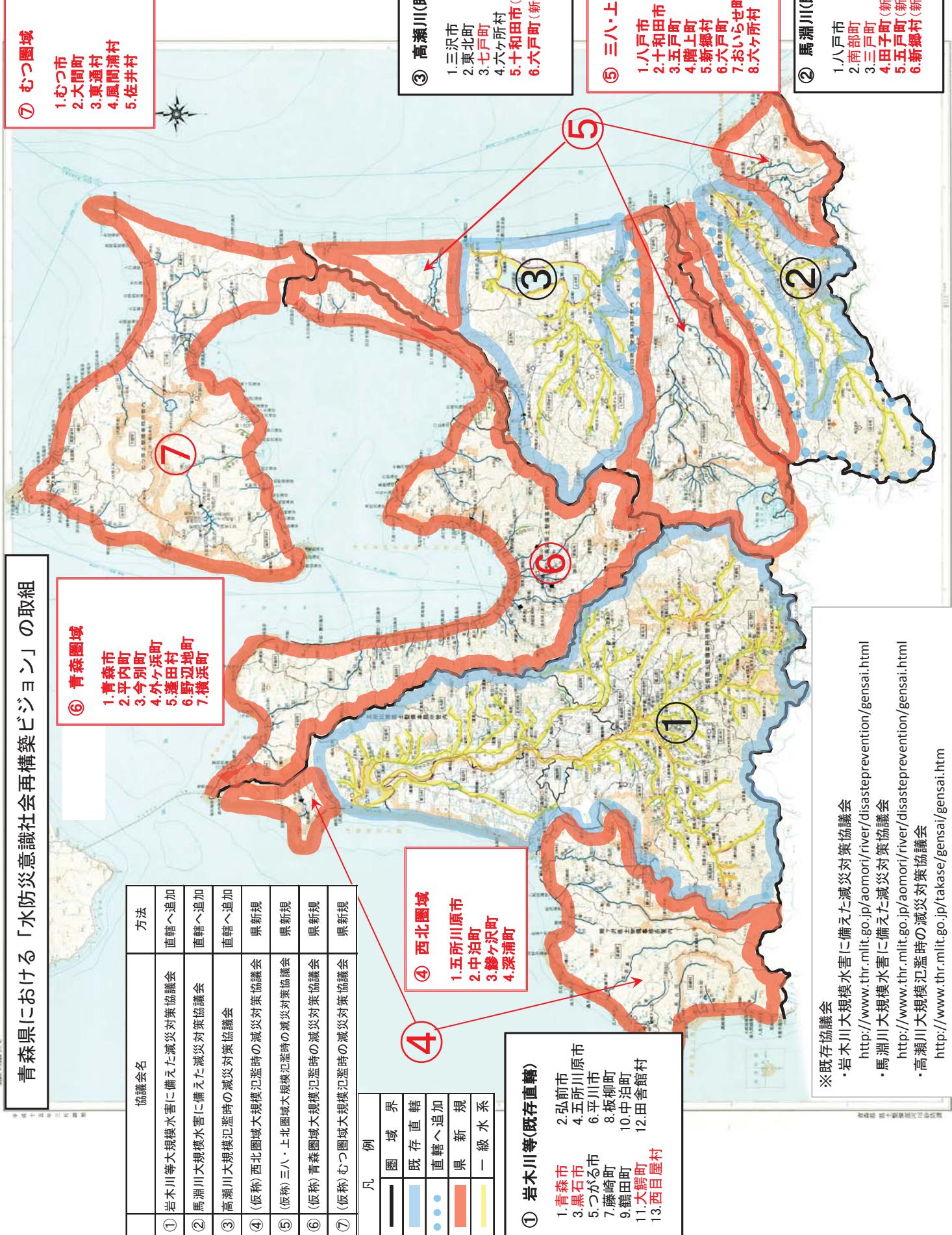
② 市町村庁舎や災害拠点病院等の自衛水防の推進に関する事項

- ・施設の関係者への情報伝達の充実
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実等

3) 泛濫水の排水、施設運用等に関する取組

- ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善
- ・排水施設の整備及び耐水化
- ・ダムの危機管理型の運用方法の高度化等

青森県における「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組



*既存協議会

- ・岩木川大規模水害に備えた減災対策協議会
<http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/disasteprevention/gensai.html>
- ・馬淵川大規模水害に備えた減災対策協議会
<http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/river/disasteprevention/gensai.html>
- ・高瀬川大規模氾濫時の減災対策協議会
<http://www.thr.mlit.go.jp/takase/gensai.htm>